

平成26年5月30日
長崎県公安委員会規則第14号
最終改正 令和4年11月8日

運転免許取得者等教育の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 運転免許取得者等教育の認定については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。）及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「国公委規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

(認定の申請)

第2条 運転免許取得者等教育の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、国公委規則第5条第2項各号に掲げる書類を添付した運転免許取得者等教育認定申請書（別記様式第1号）により長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に認定を申請するものとする。

2 国公委規則第5条第2項第3号に規定する国公委規則第2条第1号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面は、運転免許取得者等教育指導員誓約書（別記様式第2号）とする。

(認定書の交付)

第3条 公安委員会は、申請に係る運転免許取得者等教育が法第108条の32の2第1項に規定する基準に適合していると認めるときは、認定書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第4条 認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者（以下「認定教育実施者」という。）は、運転免許取得者等教育を休止し、又は廃止するときは、運転免許取得者等教育の休止（廃止）届（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。

(変更の届出)

第5条 国公委規則第7条第1項及び第3項の規定による届出は、運転免許取得者等教育認定事項変更届（別記様式第5号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第6条 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定により認定を取り消したときは、運転免許取得者等教育認定取消通知書（別記様式第6号）により認定教育実施者に通知するものとする。

(指定の申請)

第7条 国公委規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式第7号）により公安委員会に指定を申請するものとする。

(指定書の交付)

第8条 公安委員会は、第7条の規定による申請に係る指定を行うときは、指定書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(指定の取消し)

第9条 公安委員会は、第8条の指定を受けた者がその要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。

なお、当該指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第9号）により通知し、及び法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うものとする。

(報告)

第10条 認定教育実施者は、毎年、認定に係る運転免許取得者等教育の年間実施予定を運転免許取得者等教育年間実施予定表（別記様式第10号）により公安委員会に報告しなければならない。

2 認定教育実施者は、毎月、認定に係る運転免許取得者等教育の実施結果を公安委員会に報告しなければならない。

なお、報告に際しては、国公委規則第1条第3号課程を除き、運転免許取得者等教育実施結果報告（別記様式第11号）により行うものとする。

(細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、認定に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年長崎県公安委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年11月8日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式等による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地

運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

運転免許取得者等教育を開始しようとする年月日

添 付 書 類

運転免許取得者等教育指導員誓約書

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第2条第1号ロ(2)及び(3)に掲げる

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は道路交通法に規定する罪（道路交通法第117条の2の2第1項第9号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

別記様式第3号（第3条関係）

長崎県公安委員会指令第 号

認 定 書

施設名

所在地

道路交通法第108条の32の2第1項の規定に基づき、下記の課程により行う運転免許取得者等教育が同項に規定する基準に適合していることを認定する。

課 程 の 区 分	
課 程 の 名 称	

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

<h2>運転免許取得者等教育の休止（廃止）届</h2>	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
施設名 届出者 管理者	
認定を受けている者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
運転免許取得者等教育に使用している施設の名称及び所在地	
認定を受けている運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称	
休止又は廃止しようとする運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称	
休止しようとする年月日	
廃止しようとする年月日	
休止又は廃止の理由	

- 備考
- 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所及び代表者の氏名を記載すること。
 - 課程の区分は、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条各号のうち該当する号を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許取得者等教育認定事項変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

施設名

管理者

変更事項	
変更年月日	
変更理由	
変更内容	
添付書類	

- 備考 1 変更内容の欄には、添付書類の有無にかかわらず内容を簡記すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

所在地

施設名 殿

長崎県公安委員会

運転免許取得者等教育認定取消通知書

道路交通法第108条の32の2第5項の規定に基づき、下記の課程により行う運転免許取得者等教育の認定を取り消したので通知します。

記

課程の区分	
課程の名称	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

指 定 申 請 書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

長崎県公安委員会

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

長崎県公安委員会

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

運転免許取得者等教育年間実施予定表

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

施設名

管理者

課程の区分		
教育期間	年	月から 月まで
実施月	予 定 教 育 回 数	予 定 教 育 人 員
1 月		
2 月		
3 月		
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
合 計		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許取得者等教育実施結果報告（ 月実施分）

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

施設名

管理者

課 程 名	回数	累計	受講人数	累計
1 号 課 程	回 /	回	人 /	人
2 号 課 程	回 /	回	人 /	人
4 号 課 程	回 /	回	人 /	人
5 号 課 程	回 /	回	人 /	人
6 号 課 程	回 /	回	人 /	人
7 号 課 程	回 /	回	人 /	人
8号 四輪車	回 /	回	人 /	人
課程 二輪車	回 /	回	人 /	人
合 計	回 /	回	人 /	人

内 訳 （ 実 施 日 順 に 記 載 ）

実施日	課程名	受講人数	内容（8号課程のうち企業等の教育については企業名）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。